

新規参入者を通年雇用する事業主を支援します

○新規参入定着支援事業

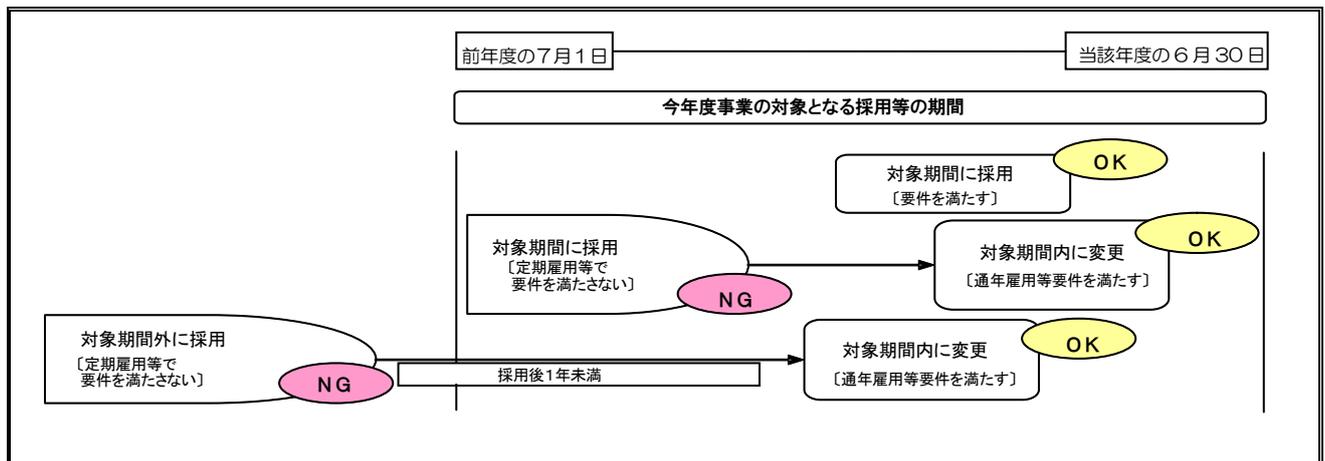
新規参入者の通年雇用化を促進し、その定着を図るため、年間を通じた事業の確保に取り組み、新規参入者を通年雇用する事業主に対し、2年間、奨励金を支給します。

受給できる事業主の要件

- 年間を通じた事業の確保に取り組み、支給対象の新規参入者を月給制又は同等の給与体系（以下「月給制等」という。）により通年雇用していること。
なお、同等の給与体系とは、支給対象期間内の月平均賃金支給日数が20日以上のもを指す。
- 認定事業主であること。
- 中退共又は林退共の共済契約者又は独自の退職金制度の定めがあること。
- 労災保険等の適用事業主であること。
- 雇用契約書、就業規則、賃金台帳及び出役簿等の必要書類が整備できること。

対象となる新規参入者の要件

- 前年度に引き続き対象となる作業員
 - 月給制等により通年雇用されていること。
 - 国の「緑の雇用」新規就業者育成推進事業による研修生ではないこと。
 - 支給対象期間中、林業に従事する日数が、全就労日数の2分の1以上であること。
 - 中退共又は林退共の被共済者又は独自の退職金制度を定める事業体に雇用されていること。
- 新たに対象となる作業員
 - 前年度の7月1日から当該年度の6月30日までの間に新規採用された者（採用後1年未満で、当該期間内に月給制かつ通年雇用に変更になった者を含む）で採用時（又は契約変更時）の年齢が40歳未満であること。
 - 林業の就労経験がない者とする。（雇用契約を変更する者を除く。）
 - aの（a）から（d）までの要件を満たしていること。



奨励金額

奨励金の額は、1年目が新規参入者1人当たり年額30万円、2年目が15万円です。

お問い合わせ・申込み先

一般社団法人北海道造林協会

北海道森林整備担い手支援センター

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 西鉄・林業会館ビル4F

TEL：011-200-1381 / FAX：011-200-1382

<https://www.shiencenter.or.jp/>